

令和3年度 第2回安城市教育委員会定例会会議録

日 時 令和3年5月6日（木）午後1時30分

場 所 アンフォーレ 3階健康支援室

出席した委員 石川良一 教育長  
加藤滋伸 教育長職務代理者  
伊奈 希 委 員  
久恒美香 委 員  
深津敦司 委 員

出席した職員 宮川 守 教育振興部長  
永井教彦 生涯学習部長  
長谷部朋也 総務課長  
稲留雄一 学校教育課長  
原田敬章 生涯学習課長  
名倉建志 スポーツ課長  
近藤一博 文化振興課長  
横手憲治郎 アンフォーレ課長  
澤田敦至 総務課課長補佐  
長谷部剛志 総務課庶務係長

傍 聴 者 なし

開 会 午後1時30分

日 程

第 1 前回会議録の承認

令和3年4月22日開催の教育委員会定例会会議録

## 第 2 教育長等の報告

### <教育長>

- 4月23日 新北部調理場巡視  
愛知県教科用図書選定審議会
- 26日 幹部会議
- 27日 三河部都市教育長協議会
- 29日 東京2020オリンピック壮行会
- 5月 6日 教育委員会定例会

以上に出席しました。

## 第 3 議題

### 第5号議案 安城市学校給食共同調理場運営委員の委嘱について

説明：総務課長

内容：安城市学校給食共同調理場管理運営規則第4条第3項に基づき、安城市学校給食共同調理場運営委員を委嘱する。

(全員異議なし承認)

### 第6号議案 安城市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

説明：生涯学習課長

内容：安城市社会教育委員設置等に関する条例第1条に基づき、安城市社会教育委員を解嘱及び委嘱する。

(全員異議なし承認)

### 第7号議案 学校施設開放団体登録の承認について

説明：スポーツ課長

内容：安城市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第5条第3項に基づき、下記登録申請について承認する。

登録申請団体 愛知バレー

登録申請小学校 安城北部小学校

団体登録有効期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

(全員異議なし承認)

#### 第 4 承認事項

##### 承認第 1 号 工事請負契約の締結について

説明：総務課長

内容：錦町小学校校舎増築主体工事の工事請負契約の締結について承認を求める。

（全員異議なし承認）

##### 承認第 2 号 安城市教育支援委員会委員の委嘱について

説明：学校教育課長

内容：安城市教育支援委員会委員の委嘱について承認を求める。

（全員異議なし承認）

##### 承認第 3 号 安城市教育センター企画運営委員会委員の委嘱について

説明：学校教育課長

内容：安城市教育センター企画運営委員会委員の委嘱について承認を求める。

（全員異議なし承認）

##### 承認第 4 号 令和 2 年・3 年度委嘱校の研究発表会について

説明：学校教育課長

内容：下記の案について承認を求める。

委嘱校 東山中学校

開催日 令和 3 年 1 0 月 2 2 日（金）

主 題 わたしを信じる みんなを信じる

— 確かな自分軸をつくる「きき合い」の授業 —

（全員異議なし承認）

## 第 5 報告事項

報告第 1 号 社会教育関係施設の令和 2 年度利用状況について

報告第 2 号 東京 2020 オリンピック聖火リレーの実施について

報告第 3 号 芸術鑑賞会事業「能・狂言」の開催について

## 第 6 その他

加藤職務代理者：子どもたちに配布した端末が故障したときの修理費は誰が負担しますか。安城市ではどのような取り決めになっていますか。

学校教育課長：故意に破損させた場合は別ですが、基本的には安城市が費用を負担します。紛失した場合も、セキュリティ対策でタブレット機能を停止する等の対応も可能です。原則保険で全て対応できるように体制を整えています。故障した場合の代替として予備機も用意しています。

伊奈委員：我が家では、配布された端末に子どもがゲームをインストールする等の高度なことはできませんが、YouTubeが見られるので長時間、端末から離れないという問題が起きています。こういった問題はどの家庭でも起きていることだと思われまます。親としては見てほしくないような内容のものもあります。制限をするにも限度があるので、我が家では自室に持ち込ませないようにしていますが、他にそういった事例は聞いていませんか。

学校教育課長：そういった問題が起きているということは想定しています。国からは端末を自宅へ持ち帰らせる方針が出ており、市としても子どもたちを指導していきまますが、ぜひ家庭でもルールを決めるなどのご協力をお願いしていきまたいと考えています。この件については今後も研究していきまます。

深津委員：配布された端末は学校から保護者への連絡にも使われていると思います。そのときに使用されるアプリのことが理解できていない保護者も多いのではないのでしょうか。

学校教育課長：基本的には、保護者に配布するプリント等はアプリを介

さず、直接ダウンロードして開けるようにしています。もし学校がアプリを利用して連絡をしてきた場合、使い方等が分からなければ、端末を通じてではなく、直接学校へ問い合わせしてもらうのが良いと思います。今後のことも踏まえて、夏休み等長期の休みを使い、アプリの利用の練習をしてほしいというお願いを各校にしているので、その一環として使用されたのかもしれないです。いずれにしても、保護者が理解できない文書を出して、アプリの利用を促しているのは、学校側の説明不足であると考えます。こういったケースは具体的な校名を教えていただければ教育委員会として対応いたします。

久恒委員：自宅にWi-Fi環境を整えるのが難しいという家庭もあったと思いますが、どのように対応されていますか。

学校教育課長：この件につきましては、現在、研究中の案件であり、各家庭で通信環境の設置についてはご協力いただく形になっています。しかし、端末を主体的に使える児童と使えない児童で学力の差がついてしまうのではないかという問題もあり通信環境が必要な宿題は出さないようにしています。このため、通常の利用において、学習が困難になるような事態は起きないと想定しております。

ただし、新型コロナウイルスの感染状況がさらにひっ迫し、学校が休校になれば、授業で利用する可能性も否定できません。その場合は、家庭に通信環境のない児童は、学校に分散登校して、各教室で通信してもらう等の手段を考えています。

まだ、運用を始めてまだ1か月なので、これから環境を整えていくところであると捉えています。

次回は5月27日（木）午後1時30分から教育センターで開催。

閉 会 午後2時30分